

まちのお知らせ



みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

身近なことから人権を考えてみませんか

他人の好意は素直に受けよう

「どうぞお座りください。」

観光地で市内循環バスに乗った時のことでした。突然目の前に座っていた若いご夫婦が席を立ち、座席を譲ってくださったのです。今まで、ご老人や子供に席を譲ったことはあれ、まさか自分が譲られる立場になるとは思ってもみなかったので、戸惑いました。旅用リュックを背負い、土産物を入れた紙袋を持ってつり革につかまっている姿に見かねたのか、それとも外見から足腰の弱った老人に見られたのかその状況に思考が目まぐるしく回りました。

「いえ、いいです。次の停留所でおりますから。」とお断りをしたのですが、ご夫婦は席を立たれてしまい、空席だけがやけに目立つことになり、私にとっては一瞬ですが、気まずい雰囲気味わうことになりました。

「ありがとうございます。」と素直に応じ、たとえ一区間でも座ればよかったかなと反省もしました。結局は周囲を見渡し、同年代と思われる男性がいたので「次で降りますから」と席に案内したことで、私の気まずさは解消しました。

その後も、たびたび、電車やバスの車内で席を譲られることがあります。

もうそんな年恰好になったのだと自分に言い聞かせ、「ありがとう」と素直に応ずることにしています。

【人権に対するお悩み・お問い合わせ】 人権擁護委員会事務局（福祉課内） ☎ 64-7104

令和元年
10月1日

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■ 対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

■ 請求手続き

- ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。
- ② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

■ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

➤ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

【給付金専用ダイヤル】：0570-05-4092（ナビダイヤル） **年金給付金 検索**

歌とトークのプレゼント

9月4日（水）、渡邊松雄さん（牧在住）、渡邊尚美さん（牧在住）、木村文隆さん（名古屋市在住）の「青春トリオ」があすわ苑を慰問に訪れました。

歌を歌うことが大好きな3人は、ボランティア活動として高齢者の皆さんに青春を思い出し、元気になって欲しいと毎年この時期に慰問されています。

安らぎ八つのかぞえ詩を披露する青春トリオ

